

# 日本エコレザー基準（JES）—Part 4

日本エコレザーの認定業務は（社）日本皮革産業連合会により、平成21年10月から開始され既に6社、20点が認証され、市場にもJES認定商品が出回ってくるものと思われます。NPO法人日本皮革技術協会は、皮革産業の持続的発展を図るため環境に配慮した製造方法で人体に安全な革を消費者に提供することを目指してJES認定革・革製品の普及を推進しています。この認定業務は（社）日本皮革産業連合会で運用されておりますが、その申請の手引きを記載します。

## 日本エコレザー基準（JESと略す）の主な要件

- ・天然皮革であること。  
第1類：家畜動物の革、第2類：床革、第3類：野生動物等で適法に入手した革（様式有り）
- ・排水、廃棄物処理が適正に管理された工場で製造された革であること。
- ・臭気、化学物質：ホルムアルデヒド、鉛、カドミウム、水銀、ニッケル、コバルト、クロムなどの重金属、六価クロム、ペンタクロロフェノール（PCP）、染料（発がん性芳香族アミン）、発がん性染料および染色堅ろう度に関する一定の基準を満たしていること。

## JES認定申請者

- ・革製造業者、革販売業者、革製品製造業者、革製品販売業者

## JES認定申請の手順

- 1) 申請者は、JES認定を受けようとする革（約30cm×45cm）を別記の検査機関に提出し、JES検査を依頼する。検査機関により検査可能項目、検査期間等が異なるので、提出する検査機関に確認すること。なお、一つの検査機関で全項目ができない場合、4つの検査機関の結果を集合させることが認められている。
  - 2) 申請者は以下の書類を整える必要がある。
    - ① 1号書類（様式有り）
      - ・日本エコレザー基準認定申請書：適用範囲、製造国、革名称、登録製法、商品名を記載
    - ② 2号書類
      - ・革構造証明（触感や目視で判定できない場合は、ISO17186に準拠して顕微鏡による断面構造写真の添付が必要）
      - ・原料供給証明書（第1類：使用原料が肉の副産物である証明、第2類：製革工程で排出された肉面側の残革である証明、第3類：使用原料が条約、法規等に適合している証明）
      - ・化学物質検査証明書（第三者検査機関による試験結果）
    - ③ 宣言書類
      - ・発がん性染料の不使用宣言（様式有り）
      - ・革製造工程における排水および廃棄物の適正処理
      - ・使用薬品の届け出（MSDSの添付）および品質管理宣言
- ※ 以上が認定申請に必要な書類です。これらの申請に必要な書類の様式、詳細な手順等については、（社）日本皮革産業連合会のホームページを参照してください。

## 日本エコレザー基準検査機関

JES 検査項目である革中から溶出する重金属類の測定は処理条件によって検査値に影響します。日本エコレザー基準 (JES) に関する検査は規定された方法によって検査する必要があります。エコレザー認定申請に際し検査を依頼される場合は、その機関が JES に規定された方法で実施しているかをご確認ください。なお、検査機関によっては JES の全項目検査ができない場合もあります。また、検査期間、検査料金も異なりますのでそれぞれの検査機関でご確認ください。

### 検査機関名 (参考)

1. (財)日本皮革研究所 分析センター  
〒302-0017 茨城県取手市桑原 520-11 電話：0297-71-3020 FAX：0297-71-3021
2. (財)日本染色検査協会 エコテックス事業部  
〒124-0012 東京都葛飾区立石 4-2-8 電話：03-5670-3604 FAX：03-5670-3751
3. (財)日本化学繊維検査協会 大阪事業所  
〒550-0002 大阪市西区江戸堀 2-5-19 電話：06-6441-6756 FAX：06-6448-7720
4. (財)日本化学物質評価研究機構 大阪事業所  
〒577-0011 東大阪市荒本北 50-9 電話：06-6744-2022 FAX：06-6744-2052
5. (財)日本繊維製品品質技術センター東京総合試験センター  
〒108-0023 東京都港区芝浦 3-13-16 電話：03-5439-8023 FAX：03-5439-8028
6. 東京都立皮革技術センター  
〒131-0042 東京都墨田区東墨田 3-3-14 電話：03-3616-1671 FAX：03-3616-1676
7. 大阪府立産業技術総合研究所 皮革試験所  
〒564-0002 吹田市岸部中 1-18-13 電話：06-6389-2632 FAX：06-6337-6436
8. 兵庫県立工業技術センター皮革工業技術支援センター  
〒670-0811 姫路市野里字東河原 3 電話：079-282-2290 FAX：079-222-9043
9. 和歌山県工業技術センター 繊維皮革部  
〒649-6261 和歌山市小倉 60 電話：073-477-1271 FAX：073-477-2881

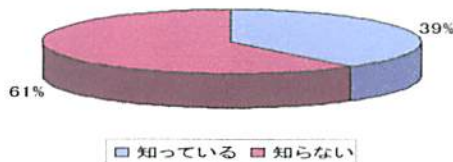
※公設試験研究機関では JES 認定等に関する相談も受付けております。

エコレザー認定革は、消費者に安心感を与え、環境負荷低減に役立つレベルの高い環境差別化商品です。国際的な競争に打ち勝っていくためには、日本エコレザー認定革を基礎にして、さらに付加価値の高い個性的な革商品を開発することが求められています。この普及によって日本の皮革産業の持続的な発展が期待されます。

# 日本エコレザーロゴマークに関するアンケート調査結果

平成 21 年 11 月にたつの市で開催されたひょうご皮革総合フェア、平成 22 年 1 月に東京で開催された第 81 回東京レザーフェアで日本エコレザーに関するアンケートを集計した結果を報告します。

## ☆日本エコレザーロゴマークを知っていますか？

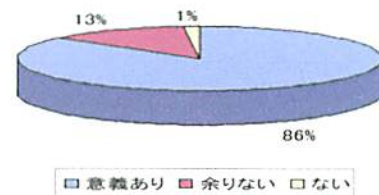


### コメント

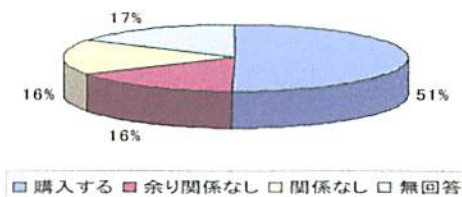
知っているが約 40%、知らないが 60%である。たつの市では一般市民が多かったため「知らない」が 74%であった。

## ☆日本エコレザーロゴマークの意義

この制度の意義は非常に高いと思われる。



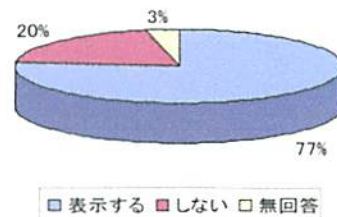
## ☆ロゴマーク付製品を購入しますか



無回答が 17%あるが、過半数の人がロゴマーク付製品を購入すると回答している。

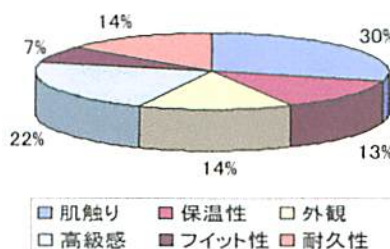
## ☆ロゴマークの表示について

ロゴマークを表示する方がよいが 77%であるが、部分使いには表示しないが 20%であった。たつの市での結果は「表示する」が 80%以上であった。

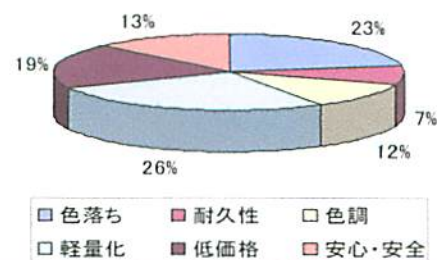


革の利点と改良してほしい項目について設問しました。やはり肌触り・感触が最も多く、次いで高級感があるということです。一方、色落ちと軽量化を改良してほしいという要望が多かった。

### 革のよい項目



### 改良してほしい項目



# 日本エコレザー認定までの流れ



申請者

申請者：革製造業者  
革販売業者  
革製品製造業者  
革製品販売業者

申請に必要な書類

- ・1号書類（申請書）
- ・2号書類（革構造証明）  
（原料供給証明書）  
（化学物質検査書）
- ・宣言書類（排水・廃棄物適正処理等）



(社)日本皮革産業連合会

認定申請

エコレザー担当事務局

(事前チェック)

審査委員会

企画・研究開発委員会  
エコレザー審査分科会



中立の専門家

認定

不認定



日本エコレザーロゴマーク

認定されると認定通知書が送付されます。  
ラベル添付希望者は「日本エコレザー基準認定ラベル  
使用契約書」を提出する必要があります。

## NPO 法人 日本皮革技術協会

〒670-0964 姫路市豊沢町129番地 あさひビル4階

TEL&FAX : 079-284-5899

E-mail : nihonhikakugijyutsukyokai@ybb.ne.jp

H. 22. 2. 22